

万江小学校いじめ防止基本方針

平成26年4月1日策定
(令和3年3月31日改訂)

はじめに

いじめは、理由のいかんを問わず決して許されるものではなく、学校教育のみならず教育に関わる全ての者があらゆる手立てを講じて未然に防止すべきである。その際、いじめはどの学校においても、どの子供にも起こりうることで、状況によっては生命にも関わる重大な事態を引き起こしうることを十分に認識しておく必要がある。

本校においては、これまで熊本県教育委員会及び山江村教育委員会の指導を仰ぎながら、いじめを許さない学校・学級づくりと併せて、いじめを把握した場合には、いじめられている児童を「必ず守り通す」という強い姿勢でその解消に向けて取り組んできた。いじめの問題は、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関わる国民的な課題である。いじめの問題に地域社会総がかりで対峙するため、基本的な理念や体制を整備することが必要である（平成25年6月「いじめ防止対策推進法」成立し、同年9月に施行）。

「万江小学校いじめ防止基本方針は」、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文科科学大臣決定。平成29年3月14日最終改訂）及び「熊本県いじめ防止基本方針」（令和2年11月20日熊本県改訂）、本村の「山江村いじめ防止基本方針」（令和3年3月改訂）を踏まえ、学校、家庭、地域、その他の関係者の連携の下、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定したものである。

1 基本方針の内容

本基本方針は、いじめ問題への対策（いじめの未然防止、早期発見、早期対応、地域や家庭・関係機関の連携等）を、より実効的なものにするため、以下の内容を定める。

- (1) 学校における基本方針と組織体制
- (2) いじめへの組織的な対応と家庭や地域、関係機関等との連携
- (3) これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめ防止等の取組
- (4) 重大事態への対処等に関する具体的な内容とその運用

2 いじめ防止等に関する基本的考え方

いじめ防止等の対策は、単にいじめをなくす取組にとどまらず、児童に将来の夢やそれに挑戦する意欲をもたせることで、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめを許さない」「いじめに負けない」集団づくりを進めるとともに、家庭や地域、関係機関とも密接に連携を図ることが必要である。

「いじめは、どの、学校でも、どの子供にも起こりうるものであり、全ての児童に関係する問題である」という基本認識に立ち、根本的ないじめ問題克服のために、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の働きかけを行うとともに、迅速かつ組織的にいじめ問題の早期発見・早期対応に取り組む。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

4 いじめ防止等の対策のための組織体制

(1) 学校内の組織

○「いじめ防止対策委員会」

ア 組織のメンバー

- ・生徒指導担当、情報集約担当、人権教育主任、養護教諭（校長・教頭・SSW・SC）

イ 役割

- ・取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・いじめの相談・通報の窓口を担う。
- ・いじめの疑いに関する情報等の収集と記録、共有を行う。
- ・児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針を検討する。
- ・保護者との連携等、組織的な対策を実施する場合の中核を担う。

(2) 家庭や地域と連携した組織

○「万江小学校いじめ防止対策連絡協議会」

ア 組織のメンバー

- ・校長、教頭、教務、いじめ防止対策委員、PTA代表、山江中学校長、地域代表（スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW））

イ 役割

- ・いじめ等に関係する問題の未然防止、早期発見、いじめへの対処等を協議する。
- ・学校間、学校、家庭で、いじめを許さない学校づくりに向けて連携・協働して取り組む体制づくりを推進する。

(3) 警察や関係機関等と連携した組織

○「山江村いじめ問題対策連絡協議会」

ア 組織のメンバー（15人以内）

- ・教育長、校長、生徒指導担当、八代児童相談所主事、山江駐在所員、保健師、社会福祉士、SSW、山江村教育委員会課長、山江村教育委員会主幹指導主事、山江村教育委員会主事

イ 役割

- ・いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図る。
- ・いじめ防止等の対策を推進するために必要な事項に関し、連絡及び協議を行う。

○「山江村いじめ防止対策審議会」

ア 組織のメンバー（10人以内）

- ・教育、法律、医療、心理、福祉等について専門的な知識及び経験を有する者

イ 役割

- ・いじめ防止等のための対策に関する調査や審議を行う。
- ・法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係等の調査を行う。

○「山江村いじめ調査委員会」

ア 組織のメンバー（5人以内）

- ・教育、法律、医療、心理、福祉等について専門的な知識及び経験を有する者

イ 役割

- ・村長の諮問に応じ、法第28条第1項に規定する重大事態に係る調査結果について調査審議し、村長に答申するとともに必要な意見を述べる。

5 これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめ防止等の取組

(1) 未然防止の取組

ア 年間計画の策定

- ・前年度の学校の実態調査をもとに、学校のいじめの内容に関する課題や児童の実態、保護者のニーズを明らかにする。
- ・授業改善に関わる取組、児童の友人関係、集団づくり、社会性の育成などを目的とした取組、いじめ防止や人権学習に関する取組、いじめ根絶のための児童会の取組、保護者や地域に対する啓発の取組、心のアンケートや定期的個人面談などについて、「未然防止」と「早期発見」に資する取組を洗い出す。
- ・その他、いじめ防止対策委員会を中心に学校職員全員で「未然防止」「早期発見」に向けての年間計画を立案する。

イ 具体的な取組

(7) 道徳教育

- ・年間を通して、「命を大切にする心」を育む指導プログラムを実施し、かけがえない自他の生命を尊重する心を育成する。
- ・校内研修等で道徳等の指導力を伸ばす。授業では、自分の失敗談や感動した体験を語り、児童の心に響く授業を推進する。
- ・児童同士のよりよい人間関係を育てるために、自分の気持ちや意見をはっきり伝えるときとともに、相手の伝えたいことも理解し尊重しながら表現する共感的（アサーティブ）コミュニケーション能力を育てる。
- ・「自分には、短所もあるけど自分が好き」という自尊感情の育成に努める。
- ・「自分は誰かの役に立っている」「自分の行為で誰かがうれしい気持ちになっている」など、他者に必要とされる感情（自己有用感）の育成に努める。
- ・授業中の正しい姿勢や発表の仕方や聞き方、約束の遵守、善悪の判断等の指導の徹底を図る。また、児童が相互に声を掛け合い、規範意識を高めるようにする。

(4) 人権教育

- ・学期毎に人権旬間を設け、人権の大切さに気づき、自分や他の人の人権を尊重できるクラスや学校づくりを推進する。
- ・各学級で「人権宣言」を作成し、年間を通して意識して取り組むよう工夫する。
- ・代表児童が「熊本県人権こども集会」に参加する機会を設け、万江小のリーダーとして、人権に関する意識をさらに高める機会とする。参加した児童は、人権集会等で、全校児童に内容や感想を復講し、啓発を行うようにする。
- ・職員は、学級や学校の人権課題をもとに、その解消に向け、解決方法を考え、実践し、児童・教師の変容を記録する人権レポートを作成する。
- ・教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長する例もある。「教師の言動が児童にどのように影響するのか」、「障がいをもつ児童についての理解を深める」等、研修を組み、教師の力量を伸ばす。

(5) 心のアンケート

- ・年度当初に、より効果的に調査できる「心のアンケート」を再検討し、毎月実施する。
- ・心のアンケートで変化が見られた場合は教育相談を実施し、職員で共有する。
- ・心のアンケートや教育相談で得られた児童の課題を解決するために、ソーシャルスキルや構成的グループエンカウンター等の技法を使って人権を尊重し合う集団づくりやコミュニケーション能力の育成を図る。

(エ) 体験活動

- ・異年齢集団による「なかよし班活動（縦割り班活動）」を入れ、上下級生間の交流を図る。
- ・班での活動を通して、下級生には上級生へのあこがれの気持ちをもたせ、上級生にはリーダーとしての資質の向上を図ったり、自己有用感を味わわせたりする。
- ・人とつながる喜びを味わうことのできる体験活動を行うとともに、成功体験や感動体験等を数多く経験できるようにする。
- ・体験活動を通して気づいたことや学んだことが日常生活にも生かせるよう意図的に計画し、実践する。
- ・学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳的实践力に資する体験活動等の推進を図る。

(オ) 児童会活動

- ・毎月8の付く日の朝に、校区内で中学校、保護者、地域の方々と連携したあいさつ運動を実施し、心のきずなを深める。

(カ) 心のきずなを深める月間

- ・6月を児童同士のきずなを深め、いじめを許さない学校・学級づくりに対する意識を高める月間とし、授業や児童会を中心とした取組や集会を実施する。

(キ) 授業改善

- ・全ての児童が意欲的に授業に参加し、一人一人の活躍の場がある授業づくりを行うことで自己有用感を高め、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題の未然防止に努める。
- ・校内研修を中心に、授業を担当する全ての教員が公開授業を行って、互いの授業を参観できるようにし、授業の改善を図る。

(ク) 情報モラル教育

- ・インターネットを通じて行われるいじめへの対策を推進するために、家庭と連携して、児童が使用する携帯端末等の機器へのフィルタリングの利用を促進する。
- ・学校裏サイト等のコミュニティサイトへの接触を回避させ、インターネット上のいじめを「しない・させない」環境づくりに努める。
- ・SNS等のサービス利用で児童がいじめや犯罪に巻き込まれないよう、情報モラル教育の充実を図る。

(ケ) その他

- ・自発的な学級会活動、委員会活動等を通して、自ら気づき、考え、主体的・協働的に活動する児童の育成に努める。
- ・年間カリキュラムにおける「活用する力」「言語活動」等の項目内容を見直し、自信をもって自己表現する力が育つよう計画的・継続的に取り組む。
- ・義務教育前期におけるいじめを起こさない・許さない風土づくりを進め、小中連携による取組の基盤を醸成する。

ウ 取組の評価（共通実践・検証・改善）

- ・いじめ防止対策委員会で学期末毎に、「取組評価アンケート」を実施し、長期休業中に取組の見直しを行う。
- ・「取組評価アンケート」の分析結果については、保護者や万江小学校いじめ防止連絡協議会にその都度知らせ、改善点を周知する。
- ・取組の進捗状況や得られた成果、「取組評価アンケート」の結果やそれを踏まえた学校の取組についても、情報を発信し、意識の啓発を図る。

(2) 早期発見の取組

ア 具体的な取組

- ・「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである」という基本認識に立ち、全ての職員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行う。わずかな兆候であってもいじめではないかと疑う視点をもって早い段階からの的確に関わるようにする。
- ・全ての教職員は自らの「いじめに気づく感受性」を磨き、日頃から積極的に児童・教師間の信頼関係づくりに努め、相談にしやすい雰囲気づくりに努める。
- ・いじめの早期発見を図るために、児童理解の時間を月1回程度確保する。また、「学校生活に関する心のアンケート(いじめ調査)」を毎月行い、児童の悩みや人間関係を把握し教育相談を実施することでいじめゼロの学校づくりを目指す。
- ・効果的に児童理解を推進するために、学校総体で健康相談活動やアセス(学校環境適応感尺度)を年間2回行い、子どもの置かれた状況を把握する。
- ・保護者にも、家庭での子どもの様子に関するアンケートを学期に1回行う。気になることがあればすぐに学校に相談する体制づくりを推進する。
- ・校内研修においても、自尊感情や自己有用感を高めたり、児童同士の人間関係調整能力を伸ばしたりする研修等、いじめ防止に関する研修を行う。

イ 関係機関との連携

- ・「熊本県子どもいじめ相談電話」等、相談機関を児童や保護者に周知徹底する。

☆ 早期発見の基本

- ① 児童のささいな変化に気づくこと
- ② 気づいた情報を確実に共有すること
- ③ 情報に基づき速やかに対応すること

☆ 早期発見に必要なこと

目撃情報等を毎週集約し、必要に応じて関係者を招集し、その後の対応を考える体制をつくる。

(3) 早期対応の取組

ア いじめの事実確認

- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報あったときは、迅速に聞き取り調査等による事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- ・収集した情報や対応については、必ず記録に残し、必要に応じて共有する。
- ・いじめの事実があると疑われるときは、学級担任だけで情報を抱え込むことなく、速やかに情報集約担当者に報告し、いじめ防止対策委員会で今後の対応を協議する。
- ・いじめの早期解決のために、全職員で迅速に情報や対応を共有するとともに、一致団結していじめ問題の解決に当たる。
- ・学校内では解決できない場合は、各種団体や専門家と協力して解決に当たる。

イ いじめを受けた児童及び保護者に対する対応

- ・いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、徹底して守り通す。
- ・いじめを受けた児童が安心して教育を受けるために必要であると認められるときは、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講じる。
- ・いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。
- ・事実に係る情報を保護者と共有するための必要な措置を講じる。

ウ いじめを行った児童及び保護者に対する指導・助言

- ・ いじめている側の児童に対しては、人格の形成を前提に、本人が抱える課題や悩みを理解するなど教育的配慮をしながら、毅然とした態度で指導に当たる。
- ・ 対応については、全職員の共通理解、保護者の協力、関係機関との連携の下で取り組む。
- ・ いじめを受けた児童の生命及び身体の安全を確保するために、必要であればいじめた児童を出席停止等の措置をとる。
- ・ 傍観者の立場にいたり無関心でいることも、いじめていることと同様であるということを指導する。
- ・ いじめの解決とは、いじめた児童によるいじめられた児童に対する謝罪のみで終わるものでなく、いじめられた児童といじめた児童をはじめとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りのもの全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断する。全ての児童が集団の一員として、互いに尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

エ 家庭や地域、関係機関との連携

- ・ いじめ問題が起きたときには、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を丁寧に伝えるとともに、家庭での様子や友だち関係についての情報を収集し、指導に生かす。
- ・ 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「心の相談室」等のいじめ問題など相談窓口の利用も検討する。
- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、教育委員会及び所轄警察署との連携を図り、深刻な事態へ対応する。

(4) いじめの解消の判断

- ア いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること。
- イ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。

6 重大事態への対処等に関する具体的な内容とその運用

(1) 重大事態の定義

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ いじめにより本校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合・ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合・ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合 |
|--|

(2) 重大事態の意味（「生命、心身または財産に重大な被害」の判断等）

- ア 児童が自殺を企図した場合
- イ 身体に重大な傷害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合

(3) 重大事態への対応

ア 報告

- ・重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。

イ 調査

- ・教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ・上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。

ウ 調査結果の提供及び報告

- ・上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

7 その他いじめ防止等のための対策に関する常用事項

(1) 基本方針の見直しの検討

(2) 基本方針の策定状況の確認と公表

(3) 山江村教育委員会との連携